

令和 2 年 5 月 2 8 日 開 会

第 7 1 3 回 む つ 市 教 育 委 員 会

## < 目 次 >

議案第1号 　　むつ市育英基金の処分の特例に関する条例　（総務課）

議案第2号 　　むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例　（総務課）

## < 事務局からの報告事項 >

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について　（総務課）

## < その他 >

## 議案第1号

### むつ市育英基金の特例に関する条例

むつ市育英基金の特例に関する条例を次のように定めたいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の意見を求める。

令和2年5月28日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う経済活動への影響により支援が必要な学生等に対する学資金又は生活資金の支援事業に係る財源として、むつ市育英基金の一部を活用するため、基金の特例を定めるものである。

## むつ市育英基金の特例に関する条例

むつ市育英基金条例（昭和42年むつ市条例第28号）に基づき設置した基金については、当該条例の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う経済活動への影響を受けた学生等に対する支援を目的とし、当該学生等に対し、給付又は貸与する支援金の財源に充てる場合にも、処分することができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第2号

むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例の制定について

むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を次のように定めたいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の意見を求める。

令和2年5月28日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う経済活動への影響に鑑み、本市に居住する者の子弟で高等学校又はそれと同等以上の学校に修学している者に対し、支援金を給付又は貸与することで、安全・安心に生活しつつ、将来の目標に向かい学業に専念できる環境を提供するためのものである。

## むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、むつ市に居住する者の子弟で高等学校又はそれと同等以上の学校に修学している者であって新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う経済活動への影響により支援が必要であるものに対し、修学上必要な学費等（以下「支援金」という。）を給付又は貸与し、もって安心して生活しつつ、将来の目標に向かい学業に専念できる環境を提供することを目的とする。

### (支援金受給の資格要件)

第2条 支援金の給付又は貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 支援金の給付を受けることができる者 令和2年6月1日時点で現に奨学金（むつ市奨学金貸与条例（昭和35年むつ市条例第5号）に規定する奨学金をいう。以下同じ。）の貸与を受けている者
- (2) 支援金の貸与を受けることができる者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は修業年限2年以上の専修学校若しくは各種学校に在学している者（前号に該当する者を除く。）

### (支援金の給付又は貸与の期間)

第3条 支援金を給付又は貸与する期間は、支援金の給付又は貸与を受ける者（以下「支援対象者」という。）が申請をしてから令和3年3月31日までの間とする。

### (支援金の給付額)

第4条 支援金の給付額は、次に掲げる額とする。

- (1) 高等学校に在学する者 月額1万5,000円（ただし、初めて給付を受ける月（以下この条において「給付開始月」という。）にあつては、令和2年4月から給付開始月までの間に奨学金の貸与を受けた月数に1万5,000円を乗じて得た額）
- (2) 大学、大学院、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学する者 月額3万円（ただし、給付開始月にあつては、令和2年4月から給付開始月までの間に奨学金の貸与を受けた月数に3万円を乗じて得た額）

### (支援金の貸与額)

第5条 支援金の貸与額は、次に掲げる額とする。

- (1) 高等学校に在学する者 月額1万5,000円（ただし、初めて貸与を受け  
る月（以下この条において「貸与開始月」という。）にあつては、令和2年4  
月から貸与開始月までの月数に1万5,000円を乗じて得た額から令和2年  
4月から貸与開始月までの間に奨学金の貸与を受けた月数に1万5,000円  
を乗じて得た額を除いた額）
- (2) 大学、大学院、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学する者 月額3  
万円（ただし、貸与開始月にあつては、令和2年4月から貸与開始月までの月  
数に3万円を乗じて得た額から令和2年4月から貸与開始月までの間に奨学金  
の貸与を受けた月数に3万円を乗じて得た額を除いた額）  
（支援金の給付又は貸与の停止又は廃止）

第6条 支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付又は貸  
与を停止し、又は廃止する。

- (1) 傷疾病のため将来修学の見込みがないと認めたとき。
- (2) 操行が不良なとき。
- (3) 休学したとき（ただし、復学したときは継続する。）。
- (4) 受給者の世帯がむつ市から転出したとき。
- (5) 受給を必要としない事由が生じたとき。

（支援金の返還）

第7条 支援金の貸与を受ける者（以下「貸与対象者」という。）が修学を修了し  
たとき、又は前条の規定により支援金を停止され、又は廃止されたときは、当該  
者が貸与を受けた支援金の全額を返還しなければならない。

2 前項の規定による支援金の返還期間、返還額及び返還時期は、次のとおりとす  
る。

(1) 返還期間

ア 修学を修了した者 卒業した日の属する月の翌月から起算して12月を経  
過した月の翌月から2年間

イ 支援金の貸与を停止され、又は廃止された者 支援金の貸与を停止され、  
又は廃止された月の翌月から支援金の貸与を受けた期間の倍に相当する期間

(2) 返還額

ア 高等学校在学時に貸与対象者であった者 月額7,500円

イ 大学、大学院、高等専門学校、専修学校又は各種学校在学時に貸与対象者  
であった者 月額1万5,000円

(3) 返還時期

前号に定める額を第1号に定める期間においてその対応する毎月末日

3 前項の規定にかかわらず、支援金は、その全部又は一部を一時に返還することができる。

4 支援金は、無利息とする。

(支援金返還の猶予)

第8条 貸与対象者が学校の正規の修学年限を修了後引き続き上級学校に進学したとき、又は疾病その他特別の事情により支援金の返還が困難なときは、願い出により相当の期間その返還を猶予することができる。

(支援金返還の免除)

第9条 貸与対象者又は貸与対象者であった者が支援金返還完了前に死亡したとき、又は心身に著しい障害を受けたときは、その全額又は残額を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

### 1. 時系列及び現状（前回報告後から）

5月 7日（木）臨時休校延長

5月11日（月）新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校等の措置対応会議

5月14日（木）青森県が緊急事態宣言発令都市から除外

5月15日（金）むつ市新型コロナウイルス感染対策本部において休校終了を決定

5月18日（月）休校措置解除

### 2. 臨時休校延長期間等について

#### ○臨時休校終了日について

5月17日（日）をもって臨時休校の延長を終了し、翌18日（月）より再開。給食につきましても、5月18日（月）の完全実施。

#### ○出校日について

臨時休校延長期間中におきましても、必要に応じて出校日を設定している。出校日をした場合、全校一斉といった形は避けていただき、学年毎などの分散した形での対応講じるよう学校に依頼。

#### ○小学校における臨時預かりについて

臨時休校の延長に伴い、5月15日まで延長して実施。合計8名が利用。

### 4. 臨時休校措置終了後の児童生徒の出席等について

保護者から、「自身が保護する児童生徒が感染する可能性があるため出席をさせたくない」と判断した場合は、「出席停止」として取り扱うこととする。

方針を改めた理由としては、前回の通知発出時は、緊急事態宣言対象都市が一部に限定されており、青森県内においても感染者が発生していなかったため、保護者の訴えが「出席停止」の取扱いとするに足る合理性を欠くと判断していたが、現状においては、青森県においても感染者が発生し、連休に伴い県外からの帰省者も一定数いたものと想定されるため方針変更することとした。

### 5. 今後の学校行事について

令和2年5月15日む教総第452号において各学校に「学校の再開と学校行事の考え方」を送付し、市教委としての一定の指針を示した。

## 6. 児童生徒の学習機会の確保について

### ○夏季休業期間等の活用について

令和2年5月15日む教総第452号において各学校に「学校の再開と学校行事の考え方」において、「夏休み期間のうち10日間を出校日とし、給食ありの4時間授業とする」という指針を示し、各学校においては本指針に基づき各小中一貫ブロック毎で出校日の設定行うこととした。

## 7. その他

### ○教育長学校訪問について

5月中の訪問については、中止とし、日程を再調整することとした。

6月以降の訪問については、現時点においては、予定どおり実施。

### ○学校教育課実施の計画訪問について

学校教育課において実施する計画訪問については、現時点においては、予定どおり実施。

## 8. 参考資料

### ○発送文書

- 4.23 新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報把握について
- 4.30 臨時休校措置に係る今後の対応について
- 5.7 緊急事態宣言の延長に伴う臨時休校等の措置について
- 5.7 県費負担教職員に係る出勤困難休暇の取扱いについて
- 5.15 学校の再開と学校行事の考え方について
- 5.18 緊急事態宣言対象地域からの解除に伴う各種取扱い等について
- 5.21 児童生徒が欠席した際の指導要録上の取扱い

む教総第288号  
令和2年4月23日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報把握について

市内において最近、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者がいるという誤った情報が寄せられておりますが、本通知時点において、そのような事実はありません。

また、根拠のない誤った情報や憶測が事実であるかのように流布されることは、個人や団体の誹謗中傷に繋がり、いたずらに人権を傷つけることとなり得ることから、決してあってはならないことでもあります。

つきましては、校長各位におかれましては、引き続き正確な情報に基づき行動していただくよう貴校教職員及び児童生徒へご指導くださるようお願いいたします。

また、こうした状況を踏まえ、市健康づくり推進部からも市民の皆様に対し、通知をさせていただいておりますのであわせてご確認くださるようお願いいたします。

#### ◆むつ市ホームページ内

<http://www.city.mutsu.lg.jp/news/index.cfm/detail.13.82954.html>

事務局総務課 工藤・新田  
電話 22-1111  
内線 3110・3115

む教総第341号  
令和2年4月30日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛  
(公印省略)

### 臨時休校措置に係る今後の対応について

本年4月21日から実施されている臨時休校措置については、5月6日(水)を休校最終日とし、翌7日(木)からは通常どおりの出校対応を予定しております。

ただし、国及び県の措置状況により、市及び教育委員会といたしましては、休校措置を再度延長とする可能性が、十分にあることをご認識いただきたいと存じます。

各学校におかれましては、下記の点に留意し、休校措置終了後の学習活動に対応していただくようよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点等がありましたら下記担当までお問い合わせください。

### 記

#### ○休校措置が延長とならなかった場合

- ・5月6日(水)を休校措置最終日とし、翌7日(木)から通常どおりの出校対応。  
※学校の実情に応じ、午前授業、短縮授業等の対応も可能。

#### ○休校措置が延長となった場合(国・県の状況を勘案し、市として判断)

- ・5月7日(木)を統一的な出校日として設定し、児童生徒の健康、学習状況の確認等を行っていただきたいと存じます。
- ・休校中の対応については、4月20日付けむ教総第239号によりますのでご配慮をお願いいたします。
- ・小学校における臨時預かりについては、継続した対応といたしますので、ご協力をお願いいたします。

※どちらの場合におきましても、決定事項について直接ご連絡させていただきますのでご承知おきください。

以上

#### 【担当】

総務課

総務・学務グループ 工藤・関

TEL 22-1111 (内線3110・3116)

FAX 22-1488

む教総第378号  
令和2年5月7日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛  
(公印省略)

緊急事態宣言の延長に伴う臨時休校等の措置について

令和2年5月4日に開催された安倍首相を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、緊急事態宣言を5月31日まで延長とする決定がなされました。

上記の状況を受けまして、むつ市では翌5日、「第19回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、別紙のとおり休校措置等の延長を決定しましたので下記のとおり対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点等がありましたら下記担当までお問い合わせください。

記

○対応依頼

1. 添付している保護者宛ての文書につきましては、お忙しい中大変恐縮ではございますが、学校において必要部数分印刷し、必ず5月7日中に全校児童生徒へ配付していただきますようお願いいたします。欠席している児童生徒等がいる場合においても、メール、電話その他の方法を用いて必ず通知していただきますようお願いいたします。
2. 今後の行事等の対応について、校長会と教育委員会との合同会議を開催いたしますのでご承知おきください。
3. 休校期間中において、市の保健師などによる保険衛生面での確認と助言指導を行いますのでご対応をお願いいたします。

【担当】

むつ市教育委員会総務課  
総務・学務グループ 工藤・関  
TEL 22-1111 (内線3110・3116)  
FAX 22-1488

(別紙)

## 緊急事態宣言の延長に伴う臨時休校等の措置について

### ○臨時休校について

- ・第19回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定を受けて次のとおり休校措置を講じることとする。

**延長期間** 令和2年5月7日(木)から令和2年5月17日(日)まで

**対象** 市内全小中学校

**対応等** 部活動等の活動においても感染拡大の恐れがあることから、実施しない。

**その他** 「なかよし会」については、別途担当部署より通知する。

「小学校における臨時預かり」については、期間を延長し、5月17日(土、日、祝日は除く。)までの対応する。

### ○出校日について

週に1日程度の出校日を設けるなど、児童生徒の心身の管理につきまして特段の配慮をお願いいたします。

なお、出校日を設定される際は、全校一斉といった形は避けていただき、学年毎などの分散した形での対応をお願いいたします。

スクールバスに関しては契約上、通常期間と同様に運行が可能であるため、各学校におかれましては、これまで同様に運行会社、担当部局、同一路線を活用する他の学校と連絡を密に取り、活用していただければと存じます。

※ここにおいて、週に1日「程度」としている理由につきましては、学校規模によっては「1日」というように枠組みを設けた場合、分散した形での対応が困難になると判断したためです。ご理解とご協力をお願いいたします。

保護者の皆さま

むつ市教育委員会  
教育長 氏 家 剛  
(公印省略)

緊急事態宣言の延長に伴う臨時休校等の措置について

令和2年5月4日に開催された安倍首相を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、緊急事態宣言の発令対象を全国とする決定がなされました。

上記の状況を受けまして、むつ市では翌5日、「第19回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、休校措置等の延長を決定しましたのでお知らせいたします。

皆さまにおかれましては、前回の臨時休校等の措置に引き続き、急な決定となったことをお詫び申し上げます。お子様の保護の対応等に苦慮される部分も多くあるかと思えます。しかしながら、むつ市及びむつ市教育委員会といたしましては、子どもの健康、安全を第一に考え、今回の措置となりましたことをご理解くださいますようお願いいたします。

なお、ご不明な点等がありましたら下記担当までお問い合わせください。

記

延長期間	令和2年5月7日（木）から令和2年5月17日（日）まで
対 象	市内全小中学校
対 応 等	部活動等の活動においても感染拡大の恐れがあることから、実施しない。
そ の 他	「小学校における臨時預かり」については別途お知らせいたします。 事態の収束を図るため、「人と人との接触機会の低減」に取り組んでいただく必要があることから、市外への旅行や不要不急の外出、感染の危険性のある行動は厳に控えさせていただきます。

【担当】

むつ市教育委員会総務課  
総務・学務グループ  
TEL 22-1111（内線3115・3116）

む教総第377号  
令和2年5月7日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛  
(公印省略)

県費負担教職員に係る出勤困難休暇の取扱いについて

県費負担教職員の出勤困難休暇の取扱いについては下記のとおりとすることを改めて通知いたしますので、各学校におかれまして適切にご対応をさせていただきますようお願い申し上げます

また、再度の呼びかけとなりますが、市内の感染防止及び市民の皆様の安全安心を守るため、緊急事態宣言が出された地域はもとより、市外への私用旅行につきましても、極力自粛するよう各校長におかれましてはご指導願います。

なお、ご不明な点等がありましたら下記担当までお問い合わせください。

記

○出勤困難休暇の取扱いについて

令和2年4月17日青教員66号（以下「県通知」という。）（別添）の「1サービスの取扱い 区分①から⑤」に当てはまる場合は「出勤困難休暇」として取り扱いますようご対応をお願いいたします。

この場合において、令和2年4月14日付けむ教総第179号（以下「市通知」という。）にて示した「37度以上の発熱等」は県通知における「1サービスの取扱い 区分④」に該当するものとして出勤困難休暇の取扱いとなります。

本件におきましては、市の取扱いを下北教育事務所にご説明させていただき、取扱いについて問題無いとの助言もいただいておりますことを申し添えます。

なお、「平熱が37度程度である職員の対応如何。」といったようなご質問を複数校からお受けしておりますが、その場合においては、市通知にも記載しておりますとおり、「体調不良等」等、他の状況も総合的に勘案して判断する必要があり、一概に「37度以上の発熱」という事実をもって出勤の自粛を求めるものではないと存じます。

いずれにいたしましても、本件におきましては、市としても一元的な基準を定めるのが困難であるため、各学校、各教職員の実情に応じ、判断がなされるべきものと存じますことから、各学校におかれまして適切に対応して下さるようお願い申し上げます。

以上

【担当】

むつ市教育委員会総務課  
総務・学務グループ 工藤・関  
TEL 22-1111（内線3110・3116）



各市町村教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会  
教育長 和嶋 延寿  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間中の  
教職員の服務について (通知)

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴管下の教職員に周知するとともに、一斉臨時休業期間中の教職員の服務について、適切に対応願います。

なお、発症の有無等にかかる出勤の判断等については、令和2年4月9日付け青教第61号「県立学校版新型コロナウイルス感染症Q&Aの追加等について」を参照してください。

また、「新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて」(令和2年2月28日付け青教員第475号通知)は、令和2年4月17日をもって廃止します。

記

1 服務の取扱い

区 分	服務の取扱い
① 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合 (無症状病原体保有者を含む。)	・ 出勤困難休暇
② 検疫法に規定する停留の対象となった場合	
③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
④ 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
⑤ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	

⑥ ①～⑤以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常勤務</li> <li>・ 在宅勤務</li> <li>・ 職務に専念する義務の免除 (教育公務員特例法第22条第2項に規定する勤務場所を離れた研修)</li> <li>・ 年次休暇等</li> </ul>
------------	--

## 2 その他留意事項

### (1) 在宅勤務について

「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間中の教職員の在宅勤務について」(令和2年4月17日付け青教員第65号通知)による取扱いとなること。

### (2) 勤務場所を離れた研修にかかる取扱いについて

「教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修の取扱いについて」(平成14年6月21日付け青教義第421号通知)による取扱いとなること。

( 担当：教職員課人事制度グループ  
 岩川  
 017-734-9892 )

む教総第452号  
令和2年5月15日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛  
(公印省略)

学校の再開と学校行事の考え方について

令和2年5月14日に開催された安倍首相を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、本県は同日をもって緊急事態宣言対象地域から解除される旨の決定がなされました。

上記の状況を受けまして、むつ市では翌15日、「第22回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、別紙「学校の再開と学校行事の考え方について」が示されましたので、各学校におかれましては、別紙に基づいてご対応くださるようお願いいたします。

**【担当】**

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111 (内線3110・3115)

## 学校の再開と学校行事の考え方について

### 1. 学校の再開について

5月18日より市内小・中学校を再開する。

#### 【考え方】

感染症対策班による学校訪問実施により、感染予防対策に関するチェックと助言・指導が行われ、衛生環境面での準備は整った。しかし、全国の状況を見ると、感染者数が減少に転じたこと、医薬品の承認やワクチンの開発など明るい兆しがみられるものの、引き続き予断を許さない状況が続いており、緊張感を保ち、不測の事態への備えも必要である。

今後とも、感染予防対策に取り組み、一人の感染者も出すことなく、継続的な学校運営に努めるよう指導する。

### 2. 今後の学校行事について

例年、1学期に開催される中体連などのイベントが中止・延期となる中、今後休校等がなく、学校活動が順調に進むと仮定した場合、

- ・1学期は学習の遅れを取り戻す
  - ・2学期は行事等も含め通常の教育活動に戻していく
  - ・3学期は今年度の総括と次年度に向けた方針の策定 としていきたい。
- これらを踏まえ、現時点での教育委員会としての考え方を次のとおり示す。

#### ① 運動会・体育祭について

1学期は実施しないこととし、実施時期は9月～10月とする。

#### 【考え方】

現時点で、7月に延期している学校や、秋以降に延期している学校がある状況であり、各校の判断にまかされた状況では、事態の推移によっては実施できる学校とできない学校が混在する可能性がある。

教育委員会としては、現状では5月及び6月については、体制が不十分であること、また暑い時期での実施を避けるため、収束状況を踏まえた上で9月及び10月を統一の実施時期としたい。

実施にあたっては、規模の縮小、観客の制限など、児童・生徒、教職員及び観客の感染予防対策に十分留意した上で行う。

#### ② 修学旅行について

6月半ばを目途に実施の可否を判断する。

#### 【考え方】

多くの学校において、東京方面や北海道・仙台周辺など、感染者が出ている地域への修学旅行を計画している状況である。修学旅行については、目的地をどこにしたとしても、ほぼ県をまたいでの移動となり、子どもたちの健康に影響が及ぶ可能性を否定できない。

よって、現時点において、他県に公共交通機関を利用し、宿泊を伴う修学旅行を実施することについては、非常に困難であると言わざるを得ない。

ただし、学校再開直後の児童・生徒の心情を考えれば、今後、事態の推移を見守りつつ、改めて、6月半ばに実施の可否を判断する。

#### ③ 夏休みについて

夏休みの期間のうち、10日間を出校日とし、給食ありの4時間授業とする。

#### 【考え方】

教育委員会としては、学習機会の保障を図るために「出校を要する日」として、8月9日から16日までを除く10日間を、給食ありの4時間の授業に統一する。

出校日の具体的な日程については、各小中一貫ブロックごとに決めていただく。

また、これによってもなお、学習に遅れが見られると判断される場合は、学習会を設定するなどの工夫をしていただきたい。

なお、これらの実施にあたっては、最も暑い時期であることから、児童・生徒、教職員の負担を考慮し、健康に十分留意していただきたい。

む教総第456号  
令和2年5月19日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛  
(公印省略)

緊急事態宣言対象地域からの解除に伴う各種取扱い等について

令和2年5月14日に開催された安倍首相を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、本県が同日をもって緊急事態宣言対象地域から解除される旨の決定がなされたことを受け、翌15日に開催された「第22回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、5月18日より市内小中学校を再開する旨の決定がなされたところであります。

しかしながら、全国的な状況を見ると、未だ予断を許さない状況が続いており、引き続き、一人ひとりが感染症予防対策に努めていく必要があります。

つきましては、これまで市教育委員会より通知させていただきました各種取扱い等について、別紙のとおり今後の取扱い等との比較一覧を作成いたしましたのでお知らせいたします。

出張や私用旅行につきましては、引き続き不要不急のものを控えていただくようお願いいたします。

なお、本取扱いには、新たに「県外在住者との接触」につきましてもお示ししておりますので、適切にご対応くださるようお願いいたします。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111 (内線3110・3115)

む教総第456号  
令和2年5月19日

保護者の皆様

むつ市教育委員会  
教育長 氏 家 剛  
(公印省略)

緊急事態宣言対象地域からの解除に伴う各種取扱い等について

令和2年5月14日に開催された安倍首相を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、本県が同日をもって緊急事態宣言対象地域から解除される旨の決定がなされたことを受け、翌15日に開催された「第22回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、5月18日より市内小中学校を再開する旨の決定がなされたところであります。

しかしながら、全国的な状況を見ると、未だ予断を許さない状況が続いており、引き続き、一人ひとりが感染症予防対策に努めていく必要があります。

つきましては、これまで市教育委員会より通知させていただきました各種取扱い等について、別紙のとおり今後の取扱い等との比較一覧を作成いたしましたのでお知らせいたします。

しかしながら、私用旅行につきましては、引き続き不要不急のものを控えていただくようお願いいたします。

なお、本取扱いには、新たに「県外在住者との接触」につきましてもお示ししておりますので、適切にご対応くださるようお願いいたします。

つきましては、子どもたちの健康、安全を第一に考えた取組でありますことをご理解及びご協力くださるようお願いいたします。

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電 話 22-1111 (内線3110・3115)

市教育委員会からの通知に係る今後の取扱いについて

(別紙)

対象	行動内容	5/14日までの制限	今後の対応	変化
児童生徒(在校生)	私用旅行	不要不急の市外への私用旅行自粛旅行をした者は「市外滞在報告書を用いて報告」健康管理に留意	不要不急の <b>県外</b> への私用旅行自粛旅行をした者は「 <b>県外</b> 滞在報告書を用いて報告」健康管理に留意	市外→県外
	検温	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い	なし
	マスク	普段使いに関しては、常時着用することを求めているものではない	学校教育活動においては、 <b>原則マスクを着用</b>	非着用→原則着用
	県外在住者との接触		県外在住者との接触※があった場合 14日間出席停止扱い	新規追加
児童生徒(転入生)	むつ市内への転入	市外からの転入者に関しては、一律2週間の出席停止	<b>県外</b> からの転入者に関しては、一律2週間の出席停止	市外→県外
県費負担教職員	私用旅行	不要不急の市外への私用旅行自粛旅行をした者は「市外滞在報告書を用いて報告」健康管理に留意	不要不急の <b>県外</b> への私用旅行自粛旅行をした者は「 <b>県外</b> 滞在報告書を用いて報告」健康管理に留意	市外→県外
	出張	市外への出張原則禁止	<b>県外</b> への出張原則禁止	市外→県外
	検温	実施 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	実施 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	なし
	県外在住者との接触		県外在住者との接触※があった場合 14日間在宅勤務	新規追加
学校給食調理員 学校給食作業員	私用旅行	自粛旅行をした者は「市外滞在報告書を用いて報告」 <b>県外</b> (岩手県を除く。)への旅行をした職員はむつ市帰着日の翌日から起算して14日間勤務見合わせ	自粛旅行をした者は「 <b>県外</b> 滞在報告書を用いて報告」 <b>県外</b> (岩手県を除く。)への旅行をした職員はむつ市帰着日の翌日から起算して14日間勤務見合わせ	市外→県外
	検温	実施 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	実施 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	なし
	県外在住者との接触		県外在住者との接触※があった場合 14日間在宅勤務	新規追加
スクールサポーター 小中一貫教育非常勤講師 学校用務員 外国語指導助手	私用旅行	不要不急の市外への私用旅行自粛旅行をした者は「市外滞在報告書を用いて報告」健康管理に留意	不要不急の <b>県外</b> への私用旅行自粛旅行をした者は「 <b>県外</b> 滞在報告書を用いて報告」健康管理に留意	市外→県外
	検温	実施 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	実施 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	なし
	県外在住者との接触		県外在住者との接触※があった場合 14日間在宅勤務	新規追加
(参考)むつ市職員	私用旅行	不要不急の市外への私用旅行自粛実施した場合(家族が実施しても同様)は「出張・私用旅行の報告様式」の提出2週間のマスクの着用	不要不急の <b>県外</b> への私用旅行自粛実施した場合(家族が実施しても同様)は「出張・私用旅行の報告様式」の提出2週間のマスクの着用	市外→県外
	出張	市外への出張原則禁止	<b>県外</b> への出張原則禁止	市外→県外
	他地域在住者との接触	他地域との接触※があった場合 14日間在宅勤務	他地域との接触※があった場合 14日間在宅勤務	新規追加
	検温	実施 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	実施 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	なし

※ 1m以内でマスクをせず、15分以上会話をする等の行為

(注意) 県外在住者と接触した場合は上記のような取扱いとなるため、家族であっても極力接触しないよう感染症拡大防止に御協力をお願いいたします。

制限緩和  
制限強化  
新規

# 市教育委員会からの通知に係る今後の取扱いについて

(別紙)

対象	行動内容	5/14日までの制限	今後の対応	変化
児童生徒(在校生)	私用旅行	市外への私用旅行自粛 旅行をした者は 「市外滞在報告書を用いて報告」 健康管理に留意	県外への私用旅行自粛 旅行をした者は 「県外滞在報告書を用いて報告」 健康管理に留意	市外→県外
	検温	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い	なし
	マスクの着用	普段使用に関しては、 常時着用することを 求めているものではない	学校教育活動においては、 <u>原則マスクを着用すること</u>	非着用→原則着用
	県外在住者との接触		県外在住者との接触※が あった場合 14日間出席停止扱い	新規追加

※ 1m以内でマスクをせず、15分以上会話をする等の行為

(注意) 県外在住者と接触※した場合は上記のような取扱いとなるため、家族であっても極力接触しないよう  
感染症拡大防止に御協力をお願いいたします。



む教総第483号  
令和2年5月21日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛  
(公印省略)

児童生徒が欠席した際の指導要録上の取扱い

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、児童生徒が欠席した際の指導要録の記載を別紙のとおりまとめましたので、指導要録記載の際に御活用ください。

**【担当】**  
事務局総務課  
総務・学務グループ 工藤・関  
TEL 22-1111 (内線3110・3116)  
FAX 22-1488

## 児童生徒が欠席した際の指導要録の記載について

- 保護者が「出校させる事により、子に感染リスクがある」と判断して出校させなかった場合（5/17まで）
  - ・指導要録上の取扱い  
『欠席日数』として算定。  
備考欄への記載・・・不要
  
- 保護者が「出校させる事により、子に感染リスクがある」と判断して出校させなかった場合（5/18から）
  - ・指導要録上の取扱い  
『出席停止・忌引等の日数』として算定。  
備考欄への記載『新型コロナウイルス感染拡大防止措置（保護者からの要請）』
  - ※根拠等  
令和2年度第1回新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校等の措置対応会議  
4・臨時休校措置終了後の児童生徒の出席について  
教育活動再開に関するQ&A【令和2年5月13日付け】（文部科学省） 問6
  
- 保護者又は子若しくは同居している者が県外又は国外からむつ市に帰着した、又は感染者等と濃厚接触したことが予想されるため出校させない、同居の者が発熱しているため児童生徒が感染している可能性を考慮し出校させない等、出校させることにより、周りの児童生徒を感染させる可能性がある者を出校させなかった場合（5/18から。ただし、これまでに同様の理由で出席を見合わせた場合は、遡及して次の取扱いとする。）
  - ・指導要録上の取扱い  
『出席停止・忌引等の日数』として算定。  
備考欄への記載『新型コロナウイルス感染拡大防止措置（感染可能性への配慮）』
  - ※根拠等  
令和2年5月19日付けむ教総第456号  
「緊急事態宣言対象地域からの解除に伴う各種取扱い等について」
  
- 発熱等、体調不良であったため出校させなかった場合（4/7から）
  - ・指導要録上の取扱い  
『出席停止・忌引等の日数』として算定。  
備考欄への記載『新型コロナウイルス感染拡大防止措置（風邪等の症状の発現）』
  - ※根拠等  
令和2年4月3日付けむ教総第59号  
「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う新学期の対応について」
  
- 市外から転入したため2週間出席を停止した場合（4/7から）
  - ・指導要録上の取扱い  
『出席停止・忌引等の日数』として算定。  
備考欄への記載『新型コロナウイルス感染拡大防止措置（転入）』
  - ※根拠等  
令和2年4月6日付けむ教総第104号  
「新学期における出席停止に係る方針について」